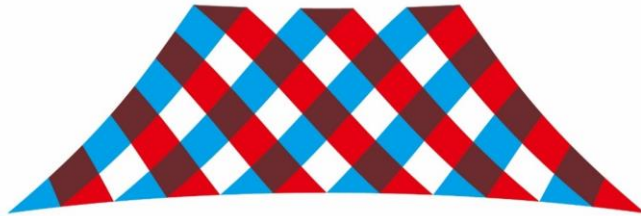


令和5年度

# 監査のあらまし

あなたとわくわく



**マグマシティ**  
鹿児島市

鹿児島市監査委員

令和6年7月

# 目次

---

1 監査委員制度と監査委員の役割.....	1
2 監査委員が行う主な監査の種類 .....	2
3 年間計画、監査の流れ.....	4
4 監査委員会議の実施状況 .....	6
5 令和5年度の主な監査結果.....	10
6 外部監査.....	15

# 1 監査委員制度と監査委員の役割

## 【監査委員制度】

地方公共団体における監査は、地方自治法(以下、「法」という。)で定められる執行機関のひとつである監査委員が行っています。

監査委員とは、公正で合理的かつ効果的な市の行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理などについて監査等を実施する独任制の機関で、市長が議会の同意を得て選任します。

## 【鹿児島市の監査委員】

本市の監査委員は4名で、専門的知識を有する識見委員が2名、市民の代表である市議会議員の中から選任される議選委員が2名です。

(令和6年3月31日現在)

区分	氏名	就任年月日	備考
識見委員	宮之原 賢	令和5年7月7日	常勤・代表監査委員
識見委員	小迫 義仁	令和3年3月28日	非常勤
議選委員	大園 たつや	令和5年5月24日	非常勤
議選委員	米山 たいすけ	令和5年5月24日	非常勤

## 【監査事務局】

監査委員に関する事務に従事し、また、監査委員が実施する監査等を補助するため監査事務局が設置されており、本市では事務局長以下13名の体制で事務を行っています。

## 【監査基準】

鹿児島市監査基準は、法、地方公営企業法(以下、「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)の規定に基づいて、監査委員が行う監査、検査及び審査の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めたものです。

鹿児島市監査基準は、ホームページでご覧になれます。

鹿児島市トップ > ≡メニュー > 市政情報 > 監査 > 監査の概要 > 鹿児島市監査基準

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kansa/kansa/shise/kansa/documents/zenbun.pdf>

## 2 監査委員が行う主な監査の種類

### (1) 定期監査(財務等監査) <法第199条第1項、第2項、第4項>

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施しています。鹿児島市では、課及び課に準ずる組織を2年に1度、公民館、給食センター(中央除く)、保育園、幼稚園、消防分遣隊及び農業委員会支局を4年に1度の周期で監査を行います。

### (2) 定期監査(学校監査) <法第199条第1項、第2項、第4項>

市立の小・中学校及び高等学校の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施しています。鹿児島市では、小・中学校は5年に1度、高等学校は3年に1度とし、毎年度約25校について監査を行います。

### (3) 定期監査(工事監査) <法第199条第1項、第2項、第4項>

工事等の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施しています。市の発注する土木、建築、設備等の請負工事及び市の発注する工事に関する委託業務について、抽出で監査を行います。

### (4) 財政援助団体等監査 <法第199条第7項>

市が補助金などの財政的援助を与えている団体、出資団体及び公の施設の指定管理者となっている団体等及びその所管課に対し、出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施しています。鹿児島市では、以下の要領による抽出で監査を行います。

ア 補助金等交付団体・・・運営費等に対して、1,000万円以上の補助金等を交付している団体の中から抽出

イ 出資団体・・・・・・・・概ね5年周期で実施

ウ 指定管理者・・・・・・・・10年周期を基本とし、指定管理者制度の新規導入施設及び指定管理者が変更となった場合は5年以内に実施

※補助金等交付団体、出資団体、指定管理者が複数の区分で監査対象となる場合は、一括して5年周期で実施します。

### (5) 決算審査 <法第233条第2項、公企法第30条第2項>

市長から審査に付される一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算書等について、計数の正確性を検証し、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されているかを審査し、市長に対して意見書を提出します。

〔審査対象〕

一般会計、特別会計、病院事業会計、交通事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、船舶事業会計

(6) 例月現金出納検査 <法第235条の2第1項>

会計管理者及び企業管理者が行う現金の出納・保管の事務について、関係書類の計数、現金等の保管状況の確認及び書類検査を行います。

〔検査対象〕

一般会計、特別会計、病院事業会計、交通事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、船舶事業会計

(7) 基金運用状況審査 <法第241条第5項>

特定の目的のために定額の資金を運用する基金について、市長から審査に付される基金の運用の状況を示す書類の計数が正確か、運用が確実かつ効率的に行われているかどうかを審査し、市長に対して意見書を提出します。

〔審査対象〕

土地開発基金、肉用牛導入基金、奨学資金貸付基金、美術品等取得基金、高額療養資金貸付基金

(8) 健全化判断比率等審査 <財政健全化法第3条第1項、第22条第1項>

市長から審査に付される健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率について、適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査し、市長に対して意見書を提出します。

〔審査対象〕

- ・健全化判断比率⇒一般会計、特別会計、企業会計、基金、退職給与見込額、公債費残高、債務負担行為、設立法人
- ・資金不足比率⇒病院事業会計、交通事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、船舶事業会計、中央卸売市場特別会計、桜島観光施設特別会計

(9) 住民監査請求に基づく監査 <法第242条>

住民監査請求とは、地方公共団体の住民が、市長などの執行機関や職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、監査委員に対して監査を求め、それらの予防、是正等の措置を求める制度です。

形式的要件を満たしているか、請求事実の有無、その事実が違法又は不当であるか否か、措置請求が適当か否かについて、監査を実施し、請求のあった日から60日以内に監査結果を請求人に通知します。

### 3 年間計画、監査の流れ

以下の計画及び監査の流れに基づき、令和5年度の各種監査等を行いました。

#### (1) 令和5年度年間計画

実施時期 監査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>定期監査</b> ・財務等監査 ・行政監査  (工事監査)					第1回			第2回			学校監査	
	第1回 (前年12月～ 本年2月完成分)			第2回 (本年3月～5月完成分) (本年6～8月完成分)						第3回 (本年9～11月完成分)		
財政援助団体等監査				財務等監査の時期に併せ実施								
例月現金出納 検査  一般・特別会計等及び6企業会計 (病院・交通・水道・工業用水道・公共下水道・船舶)	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
<b>決算審査</b>  公営企業会計  一般会計 特別会計			病院事業 交通事業 水道事業 工業用水道事業 公共下水道事業 船舶事業									
			一般会計 特別会計 (8)									
基金運用 状況審査			定額運用 基金(5)									
健全化判断 比率等審査			健全化判断 比率不足 比率									
住民監査請求 監査	随時											

## (2) 監査の流れ

### 《計画》

- ・年間監査等計画⇒実施する監査等の種類・対象・実施時期・体制の決定
- ・監査等実施計画⇒監査の種類ごとに、対象部課等・着眼点・実施手続・日程等の決定

### 《実施》

- ・監査実施の通知
- ・書類監査、実地監査、概況説明聴取の実施

### 《報告》

- ・監査委員会議にて、監査結果(指摘事項、指導事項、意見等)等の決定
- ・市長、議長等への監査結果に関する報告の提出

### 《公表》

- ・監査結果(指摘事項、意見)を市政情報コーナーやホームページなどで公表

### 《措置状況の公表》

- ・監査結果(指摘事項、意見)に対する措置状況の通知を受け、監査委員会議で決裁
- ・措置状況を市政情報コーナーやホームページなどで公表

監査結果は、以下のように区分されます。

指導事項・・・改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項には至らないと認められるもの

指摘事項・・・法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの

意見……………改善について検討を求めるもの

## 4 監査委員会議の実施状況

### 令和5年度監査委員会議の実施状況

開催年月日	主な内容
R5.4.25	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年2月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和5年度例月現金出納検査の実施について</p> <p>(3)令和5年度指定金融機関等に対する検査の結果について</p> <p>(4)令和5年度市税収納事務受託者に対する検査の結果について</p> <p>(5)令和5年度包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助させることの協議について</p> <p>(6)令和5年度包括外部監査人の監査の事務を補助する者等について</p>
R5.5.17	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年3月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和4年度定期監査(第3回財務等監査)の結果に関する措置等について</p>
R5.5.24	<p>[その他]</p> <p>(1)代表監査委員の職務代理者の指定について</p> <p>(2)令和5年度定期監査(第1回工事監査:現場監査)の実施について</p> <p>(3)令和4年度決算審査等の日程について</p> <p>(4)令和5年度例月現金出納検査の実施計画等について</p>
R5.5.26	<p>[報告]</p> <p>(1)令和4年度鹿児島市公営企業会計決算の審査について</p> <p>[その他]</p> <p>(2)令和4年度鹿児島市公営企業会計決算審査概況説明聴取及び固定資産等審査の日程について</p> <p>(3)令和4年度鹿児島市公営企業会計決算審査監査委員資料等説明</p>
R5.6.23	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年4月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和4年度鹿児島市公営企業会計決算審査意見書(案)について</p> <p>[その他]</p> <p>(3)令和4年度一般会計・特別会計決算審査概況説明聴取日程について</p> <p>(4)令和5年度西日本都市監査事務研修会日程(案)について</p>
R5.7.3	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年5月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和4年度定期監査(学校監査)の結果に関する措置等について</p> <p>(3)令和5年度定期監査(第1回工事監査)の結果に関する報告について</p> <p>(4)令和4年度鹿児島市公営企業会計決算審査意見の提出について</p> <p>(5)令和5年度定期監査(財務等監査)の実施について</p>



	<p>(6)令和5年度財政援助団体等監査の実施について</p> <p>(7)令和5年度定期監査(第2回前期工事監査)の実施について</p> <p>[報告]</p> <p>(8)令和5年度包括外部監査の実施について</p> <p>(9)令和4年度一般会計・特別会計決算関係書類の提出について</p>
R5.7.7 (書面開催)	<p>[議題]</p> <p>(1)代表監査委員の選任について(案)</p> <p>(2)代表監査委員の選任の通知について</p>
R5.7.10	<p>[その他]</p> <p>(1)令和4年度一般会計・特別会計決算の概要について</p> <p>(2)決算概況説明聴取の進め方について</p>
R5.7.18	<p>[議題]</p> <p>(1)令和4年度鹿児島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書(案)について</p> <p>(2)令和4年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率等の提出について</p>
R5.7.28	<p>[議題]</p> <p>(1)令和4年度鹿児島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見の提出について</p> <p>(2)令和4年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率等の審査意見(案)について</p> <p>[報告]</p> <p>(3)出納取扱金融機関の検査結果について</p>
R5.7.31	<p>[議題]</p> <p>(1)令和4年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率等の審査意見の提出について</p>
R5.8.22	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年6月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和5年度定期監査(第2回後期工事監査)の実施について</p> <p>(3)平成25年度包括外部監査の結果に関する措置について</p> <p>(4)平成26年度包括外部監査の結果に関する措置について</p> <p>(5)令和3年度包括外部監査の結果に関する措置について</p> <p>[報告]</p> <p>(6)指定金融機関等の業務検査結果について</p> <p>[その他]</p> <p>(7)令和5年度定期監査(第1回財務等監査)及び第1回財政援助団体等監査概況説明聴取日程等について</p>
R5.9.25	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年7月分)の結果に関する報告について</p>

	<p>[報告]</p> <p>(2)出納取扱金融機関等の検査結果について(水道局)</p> <p>(3)収納取扱金融機関の検査結果について(水道局)</p> <p>(4)出納取扱金融機関の検査結果について(船舶局)</p> <p>[その他]</p> <p>(5)全国都市監査委員会総会・研修会のあり方について</p>
R5.10.25	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年8月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和5年度定期監査(第1回財務等監査)の結果に関する報告について</p> <p>(3)令和5年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する報告について</p> <p>[報告]</p> <p>(4)収納代理金融機関の業務検査結果について</p> <p>(5)出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の検査結果について(交通局)</p> <p>[その他]</p> <p>(6)令和5年度定期監査(第2回工事監査:現場監査)の実施について</p>
R5.11.27	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年9月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和5年度定期監査(第3回工事監査)の実施について</p> <p>(3)「監査のあらまし」(案)について</p> <p>[報告]</p> <p>(4)市税収納事務受託者業務検査の結果について</p> <p>[その他]</p> <p>(5)令和5年度定期監査(第2回財務等監査)及び第2回財政援助団体等監査概況説明聴取の日程について</p>
R5.12.25	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年10月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和5年度定期監査(第2回工事監査)の結果に関する報告について</p> <p>(3)令和5年度定期監査(第1回財務等監査)の結果に関する措置等について</p> <p>(4)令和4年度包括外部監査の結果に関する措置等について</p> <p>(5)「監査のあらまし」について</p> <p>[報告]</p> <p>(6)収納代理金融機関の業務検査結果について</p> <p>[その他]</p> <p>(7)令和5年度定期監査(第3回工事監査:現場監査)の実施について</p> <p>(8)令和5年度定期監査(学校監査)の実施概要について</p>
R6.1.29	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年11月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和6年度包括外部監査契約の締結について</p>

	<p>(3)平成27年度包括外部監査の結果に関する措置について</p> <p>[その他]</p> <p>(4)鹿児島市監査委員条例の一部改正について</p> <p>(5)令和5年度第3回定期監査(学校監査)について</p>
R6.2.28	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和5年12月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和5年度定期監査(第2回財務等監査)の結果に関する報告について</p> <p>(3)令和5年度第2回財政援助団体等監査の結果に関する報告について</p> <p>(4)令和6年度定期監査(第1回工事監査)の実施について</p> <p>[報告]</p> <p>(5)指定金融機関等の業務検査結果について</p>
R6.3.25	<p>[議題]</p> <p>(1)例月現金出納検査(令和6年1月分)の結果に関する報告について</p> <p>(2)令和5年度定期監査(学校監査)の結果に関する報告について</p> <p>(3)令和5年度定期監査(第3回工事監査)の結果に関する報告について</p> <p>(4)令和5年度包括外部監査の結果に関する報告について</p> <p>(5)令和6年度年間監査等計画(案)等について</p> <p>(6)監査基準改定について</p>

## 5 令和5年度の主な監査結果

### (1) 主な監査の実施状況

監査の種類		実施状況			指摘に対する措置状況等
		実施	指摘	意見	
定期監査	財務等監査	80部課等	52件	0件	全件措置済
	学校監査	23校	12件	0件	全件措置済
	工事監査	180件	0件	0件	-
財政援助団体等監査	補助金等 交付団体	14団体	0件	1件	見解提出済
	出資団体	2団体	0件	0件	-
	指定管理者	3団体	7件	0件	全件措置済

### (2) 監査等結果の概要

#### ① 定期監査(財務等監査)

項目別の主な指摘事項等及びその措置状況等は、以下のとおりです。

##### [1. 収入事務]

##### (指摘事項)

鹿児島市会計規則第19条第3項によると、納入通知書等に指定する納入期限は、別に定めがあるものを除くほか調定の日から10日以内とされているが、電気使用料について、別に定めなく調定の日から1か月以上超えて、納期限を指定していた。



##### (措置状況)

指摘事項の原因は、会計規則の確認不足である。今後はこのようなことがないよう、会計規則を遵守し、事務処理の遅延がないか確認を徹底するよう所属長から所属職員全員に指導を行った。

##### [2. 支出事務]

##### (指摘事項)

鹿児島市契約規則第20条によると、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならないとなっており、また、鹿児島市少額随意契約事務取扱要領第4条によると、業務委託では、業務委託等有資格業者の中から相手方を選定されているが、業務委託契約で、見積書を徴している2者のうち1者について、有資格業者でない者から見積書を徴していた。



(措置状況)

指摘事項の原因は、業務委託等入札参加有資格業者名簿の確認が不十分だったことによるものである。今後は、有資格業者名簿の確認と、見積書の業者コードの記載の確認を徹底することとする。

### [3. 物品会計事務]

物品会計事務に関する指摘事項等は、ありませんでした。

### [4. 財産管理事務]

(指摘事項)

鹿児島市営墓地条例第3条によると、墓地を使用しようとする者は、市長に申請しその許可を受けなければならないとなっており、また、同条例施行規則第3条によると、墓地を使用しようとする者は、墓地使用許可申請書(様式第1)を提出しなければならないとなっているが、規則に定める様式と異なる様式を使用していた。



(措置状況)

規則に定める様式と異なる様式を使用していたことについては、規則に定める項目が含まれていればその他必要事項を追加してもよいと誤認識していたことが原因である。今回の指摘を受け、令和6年4月1日付けで鹿児島市営墓地条例施行規則の改正を行った。

### [5. その他]

(指摘事項)

鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。



(措置状況)

指摘事項の原因は、所属長の確認不足である。指摘後、直ちに対人対物の無制限の賠償が確認できる任意保険証書の写しを添付した。また、私有車の公務使用に関する要綱等を所属職員に確認させ、適正な私有車の使用に関して周知徹底した。

なお、令和6年4月1日より鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱が改正され、私有車使用に関する事務処理が、全庁的に適正かつ効率的にできるよう改善されました。

## ② 定期監査(学校監査)

主な指摘事項及びその措置状況は、以下のとおりです。

(指摘事項1)

鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則第7条第1項によると、学校開放により施設を利用しようとする団体は、所定の施設利用団体登録申請書を運営協議会に提出し、運営協議会の審査を受けるものとなっているが、登録申請がないまま、施設を利用させていた。



(措置状況)

事務処理に係る説明会を行い、改善に向けて指導したほか、4月の校長研修会においても直接指導した。更に、各学校に対する定期的な直接指導を実施するなどの対策を講じていくこととした。

(指摘事項2)

薬品は1容器につき1枚薬品等使用簿を作成し、使用量及び残量を記録しなければならないとされているが、使用者ごとに所定の様式ではない様式を用いて使用量を記録していた。



(措置状況)

指導後、令和4年度までの使用簿及び令和5年度の使用量ごとの使用簿をすべて照合し、改めて所定の様式で作成した。

また、年度当初の全学校向けの事務職員予算説明会にて具体的な指摘事例を示し、適正な事務処理の指導を行った。なお、薬品等使用簿の記載を徹底するよう該当校に指導するとともに、理科実験・観察に関する研修会において全学校へ薬品等台帳等の記載について改めて周知を行う。

## ③ 定期監査(工事監査)

工事監査においては、指摘事項等はありませんでした。なお、監査委員による現場監査を以下のとおり実施しました。

[土木工事]

- ア. 吉野地区近隣公園(仮称)植栽整備工事(その2)
- イ. 南部幹線污水管路施設改築工事(その27)
- ウ. 城南線電線共同溝設置工事(その2)

[建築・設備工事]

- ア. 松原小学校校舎新築その他本体工事及び関連する設備工事
- イ. 南部処理場Ⅲ系3号終沈汚泥掻寄機修繕工事
- ウ. 原良第四・第五児童クラブ新築本体工事及び関連する設備工事

#### ④ 財政援助団体等監査

主な指摘事項等及びその措置状況等は、以下のとおりです。

(指摘事項)

鹿児島市会計規則第32条第4項によると、収入事務受託者は歳入を収納したときは、市から交付された現金領収帳により、あらかじめ会計管理者及び主管課長に届け出た印を押した現金領収証書を納入者に交付しなければならないとされているが、市営東千石自転車等駐車場、市営山之口自転車等駐車場、市営中町自転車等駐車場において、納入者に対し、市販の領収書を交付していた。



(措置状況)

納入者に現金領収証書を交付していなかったことについては、指定管理者の収納事務に対する認識が不足していたことや、必要な検査確認等が不十分であったことが主な原因である。このため、市から交付された現金領収帳を使用するよう改めた。また、今後は会計規則及び年度協定書に沿った事務処理を行うよう、指定管理者に対し課長から指導を行った。

(指摘事項)

鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例第15条に「市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる」とあり、また、鹿児島市決裁規程第18条第1項第6号によると、定まった標準による使用料及び手数料の減免に関する場合は、課長の専決事項となっているが、市営東千石自転車等駐車場、市営山之口自転車等駐車場、市営中町自転車等駐車場における定期利用の駐車料金について、課長の決裁がないまま減免を行っていた。



(措置状況)

一時利用における駐車料金の減免については、鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則第8条第1項第1号から第5号に定めるとおり身分を証する書面等を提示して駐輪場の係員が確認後については、全額減免となるが、定期利用申請者が自転車等駐車料金減免申請書を提出した場合も係員が確認を行えば、全額減免になると誤った認識をしていた。今回の指摘を踏まえ、鹿児島市決裁規程第18条第1項第6号のとおり課長の決裁を執ることとした。

(意見)

軽費老人ホーム事務費補助金については、平成25年度の包括外部監査において、実績報告時に提出される収支決算書が「見込み」決算となっているため、確定決算値が補助金に反映される何らかの仕組みが必要であるとの意見が出され、所管課は確定した決算書を提出させていたものの、確定決算と見込決算の比較などの精査は行っていなかった。

また、拠点区分(サービス区分)間繰入金支出について、要綱の改正を行い対象となる経費を明示していたものの、補助金額に影響は無いが、補助対象経費とすべきでないと思われる

ものも見受けられたことから、補助対象経費であるか判断するため、明細等の提出を求めるなど適切な対応に努められたい。

さらに、補助金額の決定に影響のある利用者の収入認定の方法について、マニュアルの周知徹底など、あらためて補助金交付団体に対する確かな助言・指導にあたるとともに、適正な補助事業の執行に努められたい。



(見解)

補助金交付団体の確定した決算書が揃う7月頃を目途に、見込決算と確定決算の比較等の精査を行うこととする。また、拠点区分(サービス区分)間繰入金支出については、申請時に対象経費の詳細について内容確認を行うとともに、実績報告時にも添付される資金収支計算書により内容確認を行い、必要と認める場合は明細書の提出を求めることとする。あわせて、対象となる経費について、再周知を行う。利用者の収入認定の方法については、これまでも問い合わせ対応を行ってきたところであり、また、マニュアルの再周知を行ったところである。今後は年度当初の交付申請の際にマニュアルの周知を行うとともに3年周期で、個別に収入認定の確認を行うこととする。

#### ⑤ 決算審査(基金運用状況審査を含む)

一般会計・特別会計決算及び公営企業会計決算については、決算書等の関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認めました。また、基金の書類の係数は正確で、確実かつ効率的に運用されていると認めました。

#### ⑥ 例月現金出納検査

一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、毎月の検査日における現金保管も正しく行われていると認めました。

#### ⑦ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であると認めました。

各監査等結果は、ホームページでご覧になれます。

鹿児島市トップ > ≡Qメニュー > 市政情報 > 監査 > 監査結果報告等

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shise/kansa/kekka/index.html>



## 6 外部監査

外部監査とは、監査委員による監査とは別の監査制度で、市の組織に属さない外部の専門的知識を有する外部監査人(公認会計士や弁護士など)が、市長との外部監査契約に基づいて監査を行います。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

### 【包括外部監査】

包括外部監査制度は、外部監査人が市の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理のうち、テーマを選定し監査を行う制度で、毎年度行われています。(法第252条の36、37)

<包括外部監査人>

公認会計士 松野下 剛市

<令和5年度監査テーマ>

「公共交通政策に関する事業の事務の執行について ー特に鹿児島市交通事業の事務についてー」

### 【個別外部監査】

個別外部監査制度は、市民、議会、市長の請求または要求があった場合に監査委員に代わって、外部監査人が監査を行う制度です。(法第252条の39、40、41)

令和5年度の個別外部監査は、ありませんでした。

包括外部監査結果は、ホームページでご覧になれます。

鹿児島市トップ > ≡Qメニュー > 市政情報 > 監査 > 外部監査

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kansa/kansa/shise/kansa/gaibu.html>

《お問い合わせ》

鹿児島市監査事務局

〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1 西別館2階

電話番号：099-216-1463

ファクス：099-216-1464